

自動回転ドアの事故防止対策に関するガイドラインの概要

1. 基本的な考え方等

- (1) 大型の自動回転ドア（直径3 m超）に適用する。
- (2) 死亡事故等の重大事故を生じさせず、他の事故も可能な限り頻度を低減することを目標として、多重安全等の考え方に基づき、関係主体毎の対策を定めている。

2. 建築設計者・発注者における対策

- (1) 子供連れ、高齢者、障害者等の利用に配慮し、自動スライドドア等の他形式のドアを併設するとともに、高齢者、障害者等については併設ドアに誘導すること。
- (2) 高齢者、障害者等が利用する際に低速運転（ドア外周部の最大回転速度が35cm/秒以下）を行うとともに、案内・介助要員を配置した場合には、高齢者、障害者等が自ら通行するドアを選択できる。

等

3. 製造・供給、施工者における対策

- (1) 挟まれ対策として、ドア先端等に人体への衝撃を十分軽減できる緩衝材を設け、これに接触した場合にドアに挟まれる前に停止する等の措置を行うとともに、防御柵の設置など多重の安全対策を講じること。
- (2) 衝突対策として、ドア外周部の最大回転速度を65cm/秒以下とするとともに、ドアの進行方向を検知するセンサーを設置するなどの安全対策を講じること。
- (3) 巻き込み対策として、手・かかとが入らないよう安全間隔を確保するとともに、ドアの進行方向を照射するセンサーを設置するなどの安全対策を講じること。

等

4. 管理者における対策

- (1) マニュアル等に基づき運行管理等を適切に行うとともに、ドアの安全機能等を変更する場合には十分な安全確認を行うこと。
- (2) 不特定多数が利用する建物では、ドアの状況を監視し、異常な状況には適切な要員による速やかな対応が可能となるよう措置すること。
- (3) 利用者に対し、安全運行に関する注意喚起、情報提供等を行うこと。

等

5. 点検・整備者における対策

定期的に点検・整備等を実施し、その結果等を管理者に報告すること。